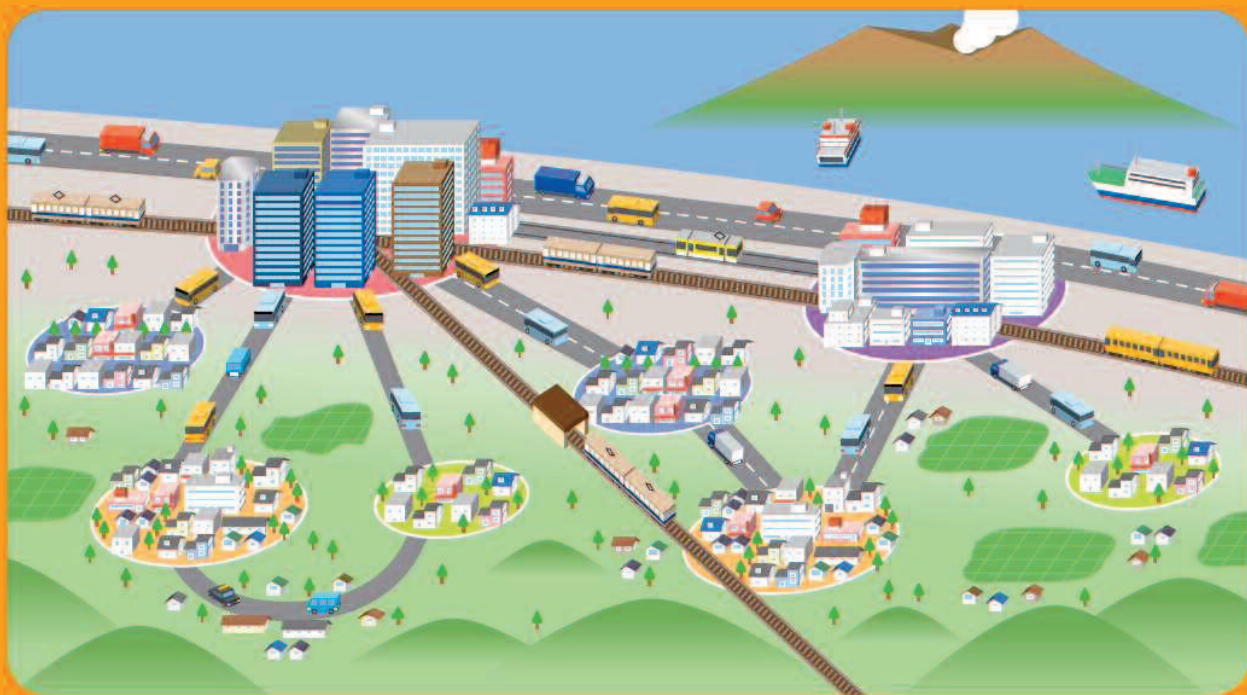


# かごしまコンパクトな まちづくりプラン

〈立地適正化計画〉



平成29年3月 策定  
令和元年11月 一部変更  
令和3年 9月 一部変更

鹿児島市

## はじめに



本市は、桜島・錦江湾に代表される豊かな自然、明治日本の産業革命遺産をはじめとする個性あふれる歴史・文化など、すばらしい地域特性を有しており、高次都市機能と自然が調和し魅力あふれる南九州の交流拠点都市として、これまで着実に発展を続けてきました。

一方、我が国では、人口減少局面への移行がいよいよ現実となり、本市の人口も昨年発表された国勢調査の確定値で60万人を下回りました。今後のまちづくりにおいては、高齢者や子育て世代をはじめとするあらゆる世代が健康で安心して暮らせる快適な生活環境の形成や、財政制約の強まる状況での持続可能な都市経営の実現が大きな課題となっています。

このような中、平成26年8月に改正都市再生特別措置法が施行され、コンパクトなまちづくりに向けた法的枠組みとして、住宅や商業・医療施設などの都市機能増進施設の立地の適正化を図ることを目的とした、市町村による「立地適正化計画」の策定が新たに盛り込まれました。

本市では、これまで、将来の都市像と都市づくりの方向について基本的な方針を定めた「かごしま都市マスタープラン」において、人口減少・超高齢化に対応したコンパクトな市街地を形成する集約型都市構造の実現を目標に掲げ、地域の核となる地区に生活利便施設を集約するための各種施策に取り組んでまいりましたが、さらなるコンパクトなまちづくりを進めるため、この度、「かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）」を策定いたしました。

今後は、これらを踏まえた施策に積極的に取り組みながら、多様な都市機能が集約され、生涯にわたり誰もが安心して快適に暮らすことのできるコンパクトで魅力あふれるまちづくりを進めてまいります。

終わりに、策定にあたりまして、ご意見やご協力をいただきました市民並びに市議会の皆様をはじめ、かごしまコンパクトなまちづくりプラン策定協議会委員、都市計画審議会委員の方々及び関係各位に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

鹿児島市長 森 博 幸

# 目次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1. 立地適正化計画の概要                    | 1  |
| 1.1 立地適正化計画策定の背景と目的              | 1  |
| 1.2 立地適正化計画の制度概要                 | 2  |
| 1.3 立地適正化計画に定める事項                | 3  |
| 1.4 立地適正化計画の位置付け                 | 4  |
| 1.5 立地適正化計画の区域                   | 5  |
| 1.6 立地適正化計画の目標年次                 | 6  |
| 2. 本市の現状とまちづくりの基本的な考え方           | 7  |
| 2.1 市勢                           | 7  |
| 2.2 上位計画等の整理                     | 8  |
| 2.3 市全体の現状                       | 22 |
| 2.4 本市の課題とまちづくりの方向性              | 40 |
| 2.5 地域別（都市計画区域ごと）の現状             | 42 |
| 2.6 地域別（都市計画区域ごと）の課題とまちづくりの基本的方針 | 52 |
| 3. 居住誘導区域                        | 54 |
| 3.1 居住誘導区域の設定方針                  | 54 |
| 3.2 鹿児島都市計画区域の設定                 | 54 |
| 3.3 吉田・松元・郡山・喜入都市計画区域の設定         | 63 |
| 4. 都市機能誘導区域                      | 71 |
| 4.1 都市機能誘導区域の設定方針                | 71 |
| 4.2 都市機能誘導区域の設定                  | 72 |
| 5. 誘導施設                          | 74 |
| 5.1 誘導施設の設定方針                    | 74 |
| 5.2 誘導施設の設定                      | 76 |
| 6. 届出制度                          | 77 |
| 7. 目標値の設定                        | 78 |
| 8. 都市機能及び人口密度を維持・確保するための誘導施策     | 80 |
| 8.1 市が講じる施策                      | 80 |
| 8.2 国の支援措置                       | 82 |
| 9. 施策達成状況に関する評価方法                | 83 |

区域図（居住誘導区域・都市機能誘導区域）

資料編